

静岡県企業局管理規程第1号

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡県公営企業管理者
企業局長 田中 伸弘

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

静岡県企業局会計規程（昭和42年事業部管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(送金請求書等の訂正)</p> <p>第47条 管理者は、送金請求書又は口座振替請求書の記載事項中金額以外のものについて誤記を発見したときは、送金口座振替訂正請求書（様式第39号）により出納取扱金融機関に訂正の請求をしなければならない。</p> <p>(支出事務の委託)</p> <p>第62条 <u>私人</u>に支出事務を委託する場合は、債権者、債権者別支払金額、支払期日等を明らかにして委託契約を締結しなければならない。</p> <p>(契約)</p> <p>第76条 この規程に定めるもののほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関における預金の種類、<u>利子及び担保の提供</u>その他の事務に関しては、契約書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（以下「契約書等」という。）の定めるところによる。</p> <p>(使用許可又は貸付け)</p> <p>第130条 経営課長及び所長は、固定資産の使用の許可（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）</u>第238条の4第7項の規定による許可をいう。以下「行政財産の使用許可」</p>	<p>(送金請求書等の訂正)</p> <p>第47条 管理者は、送金請求書又は口座振替請求書の記載事項中金額以外のものについて誤記を発見したときは、送金口座振替訂正請求書（様式第39号）<u>又は伝送</u>により出納取扱金融機関に訂正の請求をしなければならない。</p> <p>(支出事務の委託)</p> <p>第62条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）</u>第243条の2第2項に規定する<u>指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）</u>に支出事務を委託する場合は、債権者、債権者別支払金額、支払期日等を明らかにして委託契約を締結しなければならない。</p> <p>(契約)</p> <p>第76条 この規程に定めるもののほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関における預金の種類<u>及び利子</u>その他の事務に関しては、契約書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（以下「契約書等」という。）の定めるところによる。</p> <p>(使用許可又は貸付け)</p> <p>第130条 経営課長及び所長は、固定資産の使用の許可（<u>自治法第238条の4第7項の規定による許可をいう。以下「行政財産の使用許可」という。）</u>又は固定資産の貸付けをしようとする場合</p>

という。)又は固定資産の貸付けをしようとする場合は、申請者から行政財産の使用許可申請書(様式第85号)又は固定資産の借受申込書を徴し、管理者の決裁を受けなければならない。

2・3 (略)

別表第4 (略)

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	<u>250万円</u>
2 財産の買入れ	<u>160万円</u>
3 物件の借入れ	<u>80万円</u>
4 財産の売払い	<u>50万円</u>
5 物件の貸付け	<u>30万円</u>
6 1から5までに掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>

は、申請者から行政財産の使用許可申請書(様式第85号)又は固定資産の借受申込書を徴し、管理者の決裁を受けなければならない。

2・3 (略)

別表第4 (略)

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	<u>400万円</u>
2 財産の買入れ	<u>300万円</u>
3 物件の借入れ	<u>150万円</u>
4 財産の売払い	<u>100万円</u>
5 物件の貸付け	<u>50万円</u>
6 1から5までに掲げるもの以外のもの	<u>200万円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。